

## 第36回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年6月29日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	15番 舩越 康博	16番 關 藤子
17番 森 博之	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

7番 廣田 由美	10番 矢野 伸二	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
----------	-----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 橋本 春男	9区 吉積 幸二
----------	----------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第36回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、8番豊田泉朱委員、12番増井道宏委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、7番廣田委員、10番矢野委員、13番服部委員、14番川瀬委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積965㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は、県外在住のため、耕作が難しく、農地を手放すことを検討していたところ、申請地の近くに農地を所有している譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。なお、通作距離は、15キロメートルと少し距離があるのですが、譲受人は、申請地の近くに農地を所有し、耕作を行っておりますので、問題はないと考えております。

なお、担当の矢野委員さんが本日は欠席されておりますが、事前に特に問題はないとご意見を伺っております。

以上です。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積989㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人が農地を手放そうと検討していたところ、譲受人との間で話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もないことから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

それから、こちらの案件も担当は矢野委員さんになりますので、事前に特に問題はないとご意見を伺っております。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

なお、申し訳ありませんが、議案書の訂正がございます。

整理番号1番の申請内容を「車両・資材置場、土場」から「車両・資材置場」に訂正いただくようお願いいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃借人、賃貸人、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

転用目的は、車両・資材置場でございます。

賃借人は、建設業に従事していますが、この度、その親方より独立しないかとのお声がかかり、勤続20年を超えることから申し出を受けることにしました。仕事については独立後も勤務していたところと同じように仕事をさせていただけることとなっておりますが、工事車両等や資材を置く場所が必要となりました。

親方に相談したところ、住居からも1.3kmと近く、仕事をするのに適した農地を親方が所有していたことから賃貸借の話がまとまり、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外がなされており現在は白地です。

農地区分ですが、申請地は過去に土地改良事業が行われていることから1種農地と判断されます。1種農地は原則転用不可ではありますが、住居等の集落にある場合は不許可の例外に該当することから今回の申請は転用可能と判断します。

転用を行うために必要な資力については、借入により行うこととしており、貸人の残高証明書も添付されています。

雨水については地下浸透とし、転用についても地元土地改良区から問題がない旨の意見書が提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲が水路及び4メートル幅の道路、駐車場に囲われており、また土を転圧等行い固めることで土砂の流出はありません。日照については資材置場であることから問題ないと考えます。

なお、土地賃貸借契約書の写しも提出されています。

これらのことから申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

#### 議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 6番 栗本委員

担当の栗本です。現地は、〇〇の駐車場等に囲まれていて、長い間耕作できていない土地であったと思われるところでございます。耕作放棄地においておくより、利用していただいた方がいいかと思っております。宜しくご審議お願いいたします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

## 事務局（次長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は14件、20筆です。

### ◆議案書にそって、利用権の種類、設定する者、設定を受ける者、設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画につきましては、令和5年度より、農業経営基盤強化促進法が一部改正されたため、今後は、地域計画に基づき、賃貸借が行われることとなり、名称が「農用地利用集積計画」から「農用地利用集積等促進計画」と変わります。しかし、令和6年度末までは、経過措置がございまして、今までどおりの手続きで、農業委員会総会で承認後、市農林水産課が公告することにより、農地の貸し借りが出来るため、名称もそのまま「農用地利用集積計画」とさせていただきます。

4月、5月の総会でこの点のご説明が出来ておらず、申し訳ございませんでした。地域計画の策定後は、地域ごとに担い手の方が位置づけられるようになるのですが、現段階では、あまり情報がなく、はっきりしたことがお伝えはできないのですが、おそらく、ほぼ、現在のような形のままで、農地の貸し借りができるのではないかと考えております。今後、わかり次第、委員のみなさまにご説明させていただきます。

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

## 議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。  
報告第1号について、事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の7ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積1,320㎡の内195.192㎡、転用目的は農業用倉庫になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積180㎡、転用目的は駐車場、所有移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後1時49分

会議録署名委員 8番 豊田 泉朱 委員

12番 増井 道宏 委員